いただいたご意見への対応状況

(平成23年11月24日 第42回島根県総合開発審議会 席上)
 (平成23年11月24日 第42回島根県総合開発審議会 席上)
 (平成23年12月13日 地方分権・行財政改革調査特別委員会 席上)
 パブリックコメント 17人、32項目 P31 (平成23年12月15日~平成24年1月15日 実施)
 市町村ご意見 4市町、10項目 P45 (平成23年12月19日~平成24年1月11日 全市町村へ意見照会実施)

意見の要旨	考え方・対応
審1【全般】 県土の均衡ある発展と なると、西部と東部に分 けてある程度差別化しな がら考えていくことが必 要。	 ○ご指摘の点については、必要なことと考えております。このため、基本構想において、東部・西部や、各圏域別、中山間地における「地域づくりの方向」を示しているところです。 第二次実施計画においても、この基本構想を念頭に、審議会をはじめ、県民の皆様にも幅広くご意見をお伺いし、それぞれの政策や施策の中で、各地域の状況に基づいて、取り組みの方向を示すこととしています。例えば、素案においても ・出雲以西の高速道路の整備促進。 ・日本海拠点港に指定された浜田港の臨港道路やポートセールスの強化。 ・基盤整備の進んだ光ファイバーを活用した中山間地における高齢者の見守りや買い物支援などを記載しています。
審2【全般】 心豊かなしまねを推進していくには、基礎自治体である市町村との連携をもっと前面にうたってもいいのではないか。	 ○「計画素案」ではお示ししておりませんが、第1次実施計画にある「計画の推進に向けた県の基本姿勢」における、施策2「市町村とのパートナーシップの構築」等の中で、各政策・施策における共通事項として、ご意見については反映させていただく予定です。なお、これについては、次回の審議会で、お示しします。 【計画(案)での追加対応】 ○「基本構想の概要」および「施策」において「計画の推進に向けた県の基本姿勢」に関連する事項を記載しました。
審3【全般】 NPO との連携が県民活動とか社会貢献のある部分だけに出てくるが、協働の推進ということをを立ち行かないのではないか。こういうことを冒頭のところに書いていかはならないのでは。	 ○「計画素案」ではお示ししておりませんが、第1次実施計画にある「計画の推進に向けた県の基本姿勢」における、施策1「県民の総力を結集できる行政の推進」等の中で、各政策・施策における共通事項として、ご意見については反映させていただく予定です。なお、これについては、次回の審議会で、お示しします。 【計画(案)での追加対応】 ○「基本構想の概要」および「施策」において「計画の推進に向けた県の基本姿勢」に関連する事項を記載しました。

意見の要旨	考え方・対応
審4【全般】 人口の分析が冒頭の部 分にきちんと書かれてい くことが大事。	○人口は、わかりやすい数値指標ではありますが、我が国も人口減少社会の到来を迎え、少子高齢化の進行や、厳しい社会・経済情勢、また、価値観の多様化等もあり、具体的な目標を掲げることはむずかしいと考えています。しかしながら、次世代を担う若者や、U・Iターンなどによる定住対策等には、重点的に取り組んでいく必要があると考えており、計画推進に係る共通認識として、第2次実施計画の冒頭部(素案では資料2-1)の中で、「人口に関する現状と課題」として、今後追記することを考えています。 【計画(案)での追加対応】 ○「基本構想の概要」として「島根の現状と課題」に関連する事項を記載しました。
審5【全般】 計画をつくる時に、人口が大きな物差しとなる。いろいろな分野の目標となるので、こうしたわかりやすいものを出していく必要がある。	す。 しかしながら、次世代を担う若者や、U・I ターンなどによる定住対策等には、重点的に取り組んでいく必要が

+-	
意見の要旨	考え方・対応
審6【全般】 今ある財産に集中的に 力をいれながら取り組む ことが必要。石見部は山 しかないが、猪とかの地	
域資源があるし、オーストラリアでペレットを産	・施策I-4-1:「取組みの方向」に記載しています。
業化して成果を生んでいる事例もある。何か、前向きなようなものがほしい。	○島根は、美しく豊かな自然、古き良き文化・歴史、特色ある地域資源、豊かな地域社会、真面目で勤勉な県民性などこれからの成熟した社会で求められる多くの強みを有しています。また、基本構想の中で、東部・西部、圏域別、中山間地におけるそれぞれの特徴に応じた発展の方向性を示し、こうした島根の強みや、各地域の特徴を第一次実施計画の政策・施策に取り入れています。今回の計画においても同様に考えているところです。
	・上記以外の事例・・・ 施策 I - 2 - 1 売れる農林水産品・加工品づくり 施策 I - 3 - 1 地域資源を活用した観光地づくりの推進 施策 III - 4 - 4 文化財の保存・継承と活用 施策 III - 4 - 6 再生可能エネルギーの利活用の推進 など
審7【全般】 パブリックコメントに ついては、審議会委員の 意見を反映したもので、 行うべきではないか。	
	【計画(案)での追加対応】 〇審議会での御意見や、パブリックコメントや地域広聴会等での意見を踏まえ、新たに素案の修正等を行いました。

意見の要旨	考え方・対応
審8【政策 I-1】 中小企業の生き残りの ため、新しいビジネスマ ッチングをつくる体制が 必要。	(理由)
審9【政策 I-2】	○状況を注視しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

意見の要旨	考え方・対応
審 10 【政策 I −2】	
	〇政策 $I-2$: 下記のとおり、「現状と課題」に文章を追加しました。
題における農林水産業従	変更前 変更後
事者のところで、農業を	○近年、新規就業者 企業の農業参入が増加しつつあ ○近年、新規就業者 企業の農業参入が増加しつつあ
やりたい若者は増えてお	り、農林水産業の持続的発展のためには、今後とも
り、もう少し前向きな現	新規就業者支援など担い手の育成・確保を図ってい
状認識にすべきではない	<u>く必要があります。</u>
か。	
審 11 【政策 I −2】	
	〇政策 $I-2$: 下記のとおり、「取組みの方向」の 5 項目めに、文章を追加しました。
方向で基盤整備があがっ	変更前変更後
ているが、かなり圃場整	○意欲のある担い手の育成・確保に向けて、地域の実 ○意欲のある担い手の育成・確保に向けて、 <u>新規就業</u>
備は進んでおり、若者の	情に即した取組みを進めます。
就農支援として初期投資	情に即した取組みを進めます。
のところをしっかりする	
ような姿勢を打ち出すべ	
きではないか。	

意見の要旨	考え方・対応		
審 12【政策 Ⅰ-3】			
	○下記のように表現を改めました。		
国内観光客数は、ずっと	政策 I - 3 : 観光の振興 取組みの方向		
横ばいであり、インバウ	変更前	変更後	
ンド対策をやっていくよ	○島根県独自の魅力を、新聞・雑誌、テレビ・ラジオ、	○島根県独自の魅力を、新聞・雑誌、テレビ・ラジオ、	
うなことをぜひ出してい	インターネットなどの様々なメディアを活用し、全国	- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
ただきたい。	に向け積極的に情報発信していきます。	外に向け積極的に情報発信していきます。	
7474 6 74 1 0	TOPATA REPORTED OF COMPANY	71 CM PARTICIPATION CONTRACTOR	
	・施策I-3-1:地域資源を活用した観光地づくりの推	光生・取知の大汁	
	変更前	変更後	
	(記述なし)	○スマートフォンの活用や看板等によるサイン整備に	
		より、国内や海外からの観光客が支障なく周遊できる	
		よう情報提供を推進します	
		○県民との協働による、住む人と訪れる人との心が触れ	
		合うおもてなしを促進します。	
審 13【政策 Ⅰ -3】			
(観光面では、)例えば、	○インバウンド対策は、観光誘客を進めていく上での課	期のパレヘです	
台湾から萩・石見空港に		ラ先として選択していただく必要があると考え、海外に向!	
人を呼ぶとか、うまく東	し主国レッル C	1元として選択してV たにて必安がめると与え、何がに円	
西を結びつけていくこと	・政策 I - 3:「取組みの方向」の 2 項目め	本 写 //	
が必要。	変更前	変更後	
	○島根県独自の魅力を、新聞・雑誌、テレビ・ラジオ、	○島根県独自の魅力を、新聞・雑誌、テレビ・ラジオ、 インターネットなどの様々なメディアを活用し、国内	
	インターネットなどの様々なメディアを活用し、全国	イング	
	に向け積極的に情報発信していきます。	71 CHAIN MEET TO IN TABLE OF C C S 7 8	

意見の要旨	考え方・対応
審 14 【政策 I -5】 石見、中山間地域に一 人でも定住していただく こと、若者に定住してい ただくことが大事。	○ご指摘の点につきましては、重要なことと考えており、積極的に取り組んでいくこととしております。 ご意見の趣旨については、政策 I − 5 「雇用・定住の促進」の「現状と課題」の 6 及び 7 項目めや、「取組みの方向」の 4 項目めに記載しております。
審 15 【政策 I -5】 政策 I - 5 の取組みの 方向のU・I の、定義との 関係もあり、「長期にわた り」という表現が気にな る。	○政策 I − 5 : 下記のとおり、「取組みの方向」の 4 項目めの表現を改めました。 変更前 ②U・I ターン希望者が求めている雇用や住居など、総合的な定住情報の提供を行うとともに、市町村や関係団体・企業、地域住民等と連携・協働し、最初の相談から定住後の支援まで、きめ細かく一貫した受入れを行い、一人でも多くの人が、長期にわたり定住してもらえるよう取り組みます。 ②U・I ターン希望者が求めている雇用や住居など、総合的な定住情報の提供を行うとともに、市町村や関係団体・企業、地域住民等と連携・協働し、最初の相談から定住後の支援まで、きめ細かく一貫した受入れを行い、一人でも多くの人が定着し、長く住ながにしてもらえるよう取り組みます。

意見の要旨	考え方・対応	
審 16 【政策 Ⅰ -5】		
政策I-5のところ	〇政策 $I-5$: 下記のとおり、「現状と課題」の 2 項目めについて、表現を改めました。	
で、現状と課題の二番目	変更前	変更後
の項目にある「今後」(現 在も厳しいのではない	○更に、東日本大震災の発生、急激な円高など企業経営	
か)という表現を検討し	を取り巻く状況が厳しいことから、今後、雇用情勢の	巻く状況が厳しいことから、今後、 <u>更に</u> 雇用情勢の悪
ていただきたい。	悪化も懸念されます。	化も懸念されます。
審 17【政策 Ⅱ-1】		
	○政策Ⅱ-1:下記のように、「現状と課題」の3項目めば	に文章を追加しました。
ついて、もう一度考えて	***	**************************************
みるということに、触れる必要があるのではない	変更前	変更後 ○また 長期的には 国は原子力発電を今めたエネル
か。	(記述なし)	○また、長期的には、国は原子力発電を含めたエネル ギー政策についての考え方をとりまとめ、国民の理解
77 '0		を得た上で、国民全体のこととして対処していく必要
		[N ³ 609 x 9 o

意見の要旨	考え方・対応		
審 18【政策Ⅱ-3】		,	
政策Ⅱ-3について、	〇政策 $II-3$: 下記のように、「取組みの方向」の1項目めに医療機関の広域連携も含めて、表現を改めまし	た。	
ドクターヘリの県境を越		4	
えたような運航も今後、	□ ○ 医療機関の連携強化を一層推進し適切な医療提供 □ 二次医療圏での医療機関の連携強化 <u>はもとより、ド</u>		
必要になると思われるの			
で、政策に位置づけてほ	ワーク整備などにより、圏域を超えた、必要に応じて		
しい。	県境を超えた広域の医療機関連携を一層推進し、適切		
	な医療提供体制の確保に取り組みます。		
		J	
	\bigcirc 施策 $\Pi-3-1$: 下記のように、「取組みの方向」の 2 項目めに医療機関の広域連携も含めて、表現を改め	ま	
	した。		
	変更前 変更後		
	○二次医療圏での医療機能確保を基本としつつ、専門│○二次医療圏での医療機能確保を基本としつつ、専門		
	性の高い医療等については、実情に応じて圏域の枠 性の高い医療等については、実情に応じて圏域の枠組		
	組みを越えた連携を図っていきます。また、ドクターみを越えた連携を図っていきます。また、特に救急医		
	ーヘリの運航やITを活用した医療情報ネットワ <u>療や災害医療については、</u> ドクターヘリの運航やIT		
	ーク整備などにより、広域にわたる医療機関連携を を活用した医療情報ネットワーク整備などにより、 <u>必</u>		
	支援します。 要に応じ県境を超えた広域にわたる医療機関連携を		
	支援します。		
		J	
	1		

意見の要旨	考え方・対応		
審 19【政策Ⅱ-4】			
政策Ⅱ-4の「現状と	〇政策 $II-4$: 下記のように、「現状と課題」の 4 項目めの表現を改めました。		
課題」について、ひとり	変更前	変更後	
親家庭を増やすような表	また、離婚件数の増加により、ひとり親家庭も増加傾	また、離婚件数の増加により、ひとり親家庭も増加傾	
現になっており、自立を支援するような表現が適	向にあり、自立を <u>促進</u> することが課題となっています。	向にあり、自立を <u>支援</u> することが課題となっています。	
切ではないか。			
	○施策Ⅱ-4-2:下記のように、「現状と課題」の4項		
	変更前	変更後	
	自立を <u>促進</u> することが課題となっています。	自立を <u>支援</u> することが課題となっています。	
審 20 【政策 II -4】 政策 II - 4 の「取組み	○政策 II - 4 : 下記のように、「取組みの方向」の 4 項目	めの表現を改めす〕を	
の方向」で、医療機関と		いり ながと 以 のよった。	
地域が連携するというこ	変更前	変更後	
とだが、保健師の役割が	医療機関と地域が連携して、妊娠中早期からの相談	医療機関と <u>市町村、保健所</u> が連携して、妊娠中早期	
重要であり、自治体が関わりを持っていくという	支援を充実します。	からの相談支援を充実します。	
観点が必要。			

辛日の亜ビ	**:+	- 사 라	
意見の要旨	考え方・対応		
審 21【政策Ⅱ-5】			
地域住民を巻き込み地			
域の公共交通を守ること	変更前	変更後	
が高齢者の交通事故減少	<現状と課題>の3項目め		
につながるのではない か。	□ ○通学、通院、買い物等を支える地域生活交通を確保 □ する必要があります。	○通学、通院、買い物等を支えるとともに、 <u>高齢者の</u> 自動車運転の負担を軽減し、交通事故の減少にもつ	
		<u>ながる</u> 地域生活交通を確保する必要があります。	
	<取組みの方向>の3項目め		
	□ ○鉄道、バス、離島航路等の生活交通機関の運航維持 を図るとともに、地域が担う多様な輸送サービスに	○鉄道、バス、離島航路等の生活交通機関の運航維持 を図るとともに、地域が担う多様な輸送サービスに	
	より、通学・通院、買い物等の日常生活を支える地		
	域生活交通を確保します。	域生活交通を、地域と一体となって確保します。	
審 22【政策 Ⅱ-5】			
西部は中山間地が多	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
く、独居老人が非常に多	変更前	変更後	
い。買い物難民が出て困	○県内ほぼ全域において整った超高速インターネッ		
っている。ITを使うと	ト環境等を活用し、県民生活や産業活動における利		
補完機能が発揮されるの	便性を高めます。	利便性の向上や、過疎化・高齢化が進んだ地域の医	
ではないか。		療、買い物等日常生活を支える機能の維持・確保を	
		図ります。	

意見の要旨	考え方・対応		
審 23 【政策Ⅲ-1】 政策Ⅲ-1で高等教育	○政策Ⅲ-1:下記のように、「現状と課題」の5項目めに文章を追加しました。		
については、取り組みの		ハこ人手 と 追加 しよ した。	
方向には触れてあるが、 現状と課題について触れ	変更前	変更後	
られていない。	(記述なし)	○大学等の高等教育機関は、県内で高等教育を受ける機会を提供し、優れた人材を輩出しています。また、様々な分野での連携により、その成果を広く県民に還元しています。引き続き、地域で必要とされる人材の育成や、様々な分野での連携を強化する必要があります。	

意見の要旨	考え方	
審 24 【施策 I -2-1 】 漁業の生産構造を見直 す施策、具体的には漁業	○施策 I - 2 - 1:下記のように「現状と課題」の5項また、成果参考指標の目標値を見直しました。	目め、「取組みの方向」の4項目めの表現を改めました。
り 施泉、景体的には信果 の構造改革という表現を 加えるべき。また、もう 少し高い目標数値にすべ き。	変更前 <現状と課題>5項目め	おり、魚価の改善や漁業経営の安定化が求められま
	<取組みの方向>4項目め 水産業では、漁獲物の高品質化、消費者のライフスタ イルの変化に合わせた商品づくり、その土台となる市 場統合などの流通改善を推進 <u>するとともに、資源管理</u> や栽培漁業の取組みを推進し、魚価の改善と生産の安 定化を目指します。	イルの変化に合わせた商品づくり、その土台となる市
	<成果参考指標 > ③ 平成 23 年度 平成 2 年度 ③漁業生産額 200億円(見込み) ⇒ 200億円 ③水産資源の減少や魚価の低迷等を踏まえ、現状の生産額の維持を目指します。	成果参考指標 平成 23 年度

意見の要旨	考え方・対応				
審 25【施策 I -2-1 】					
	○施策I-2-1: 有機農業の推	性進に関して、「取組み	大方向」の	2項目めの記載を改	女めました。
指標」について	変更前			変更	後
	○また、有機農業を始め、環境に	こ配慮した生産を促進			産を促進し、特に、島根の
有機農業の意義につい	<u>します。</u>				見の農業・農村のクリーン
て、詳しい説明が必要。					こととなる有機農業の拡
美味しまね認証の産品			大を図	り、県農産品のブラ	ンドイメージ向上につな
の売上高とか認証品目数			げてい	<u>きます。</u>	
にする方が妥当なので					
は。	○施策 I − 2 − 1 : 「美味しまね	認証取得延べ経営体数	女」を成果	参考指標として追加	りしました。
7.	なお、平成27年度目標値について	は、検討いたしており)ます。		_
	成果参考指標	平成 23 年度		平成 27 年度	
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1790 = 1 20		1777=1150	
	④美味しまね認証取得	 98 経営体(見込)		検討中	
	延べ経営体数		V	人大厅了一	
	~ 4117				
	【計画(案)での追加対応】				
	O成果参考指標および目標値等を見	直しました。			
	成果参考指標	平成 23 年度		平成 27 年度	
	从水多~716小乐	1 120 1 12		1/3/21/1/2	
	④美味しまね認証件数	48 件		80 件	
	び 矢 州 し よ 州 森 町 皿 川	10	V	00	
	-		+	•	-
審 26【施策 I -3-1】					
	○観光地と観光地を結ぶ二次交通の)推進は、エリアが広	く、交通手	段の乏しい本県にる	とって大きな課題であると認
交通手段がない。何か観 詞	○そこで、観光地と二次交通を活用した旅行商品(着地型商品)づくりを推進し、それらを担う民間事業者に対す				
光バス的な移動バスみた (
いなものを考えていかな					
いといけない。					

施策 I − 3 − 2 の参考 成果指標の一つだけでい いのか疑問。情報発信と いう分野なので、もう少 し何か考えられないか。 本記	意見の要旨		考え方	方•対応	
①観光入込客延べ数	施策 I - 3 - 2 の参考 成果指標の一つだけでい いのか疑問。情報発信と	定は難しく、情報発信も施策 $I-3-1$ 「地域資源を活用した観光地づくりの振興」と同様に、観光の う目的達成のための手段のひとつであることから、その成果指標としては、「観光入込客延べ数」を追加 の これに これ に			
 ①「島根県観光動態調査」で調査する観光入込客延べ人数です。今後4年間で約5%の増加を目指します。 ② 【施策 I -3-2】 施策 I - 3 - 2 に、フィルムコミッションみたいな分野も一つ入ってく ○フィルムコミッションについても、すでに記述している「テレビ」などの媒体を活用する手法の一つと考えてい 	し何か考えられないか。	成果参考指標	平成23年度	平成27年度	
審 28 【施策 I −3−2】		①観光入込客延べ数		30,000千人	
施策 I - 3 - 2 に、フ ○ご指摘いただいた点については、重要な事項であり、情報媒体が多様化するなかで、各媒体の特性を活かした効		①「島根県観光動態調査」で調査	査する観光入込客延べ人類	し数です。今後4年間で約5%の増加を目指します。	
	施策 I - 3 - 2 に、フィルムコミッションみたいな分野も一つ入ってく	果的な情報発信を行って行く。 ○フィルムコミッションについ	必要があります。 ても、すでに記述している		

意見の要旨	考え方・対応	
審 29【施策 Ⅰ -4-1】		
施策I-4-1の参考	○施策 I - 4 - 1 : 成果参考指標の説明について、下記の	のとおり表現を改めました。
成果指標③の説明に、売	変更前	変更後
り上げ減少の理由が記載	島根県物産観光館やにほんばし島根館、しまね県物産協	島根県物産観光館やにほんばし島根館、しまね県物産協
してあるが、「生活嗜好が	会が行う各種イベント等における県内伝統工芸品の年	会が行う各種イベント等における県内伝統工芸品の年
強いため」という表現は、	間販売額です。デフレ環境下にあって伝統工芸品は生活	
つくる側の立場からする		がることが今後も見込まれる中で、現在の販売額を維持
と認識に違いがあり、エ	を維持することを目標とします。	することを目標とします。
夫していただきたい。		
審 30【施策 I -4-3】		
商店街の活性化につい	○ご指摘のとおり、商店街の活性化については、事業者の	のみの取組では難しいと考えています。
ても、何か行政などが意	県は、「まちづくり」、「地域づくり」、「住民福祉の確保」	
図的に導入しないと、個		商工団体、商店街振興組合などを主体に地域が一体となっ
人事業者では難しい。	て推進する取組みを支援したいと考えています。	
	・施策I-4-3:「取組みの方向」に記載しています	_
	・旭東1-4-3:「玖組みの万円」に記載していまり	0

意見の要旨		7・対応	
憲兄の委員 審 31【施策 I −6−2】	与人刀) , x) \(\(\triangle\)	
_	○次期計画期間中においては、三隅・益田道路の完成は見込めず、萩・石見空港路線が大都市圏と益田圏域を直結する唯一の高速交通機関であり、石見地域において企業誘致など産業振興に果たす重要性は変わらないと考えています。 ○山陰道の整備が進み、将来、益田圏域が高速道路と直結されると、高速バスや観光バスの利便性が向上し、空港		
審 32 【施策 I -6-3】 施策 I -6-3 の空港・港湾の維持・整備のところで、島民の足という部分を加えてほしい。	 ○施策 I − 6 − 3 : 下記のとおり「目的」のところの表現変更前目的 ○物流を支える空港・港湾の機能の維持向上が図られるよう適切な管理を行うとともに、計画的な整備を進めます。 	変 後 目 的 ○物 <u>の流れ・人の流れ</u> を支える空港・港湾の機能の	

意見の要旨	考え方・対応		
審 33 【施策 Ⅱ -1-2】			
原子力、津波災害を考			
えた場合、漁業、漁村地	変更前	変更後	
域での対応や漁業無線の	<現状と課題>1項目め	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
あり方について整理すべ	○島根県は、急峻な山地が 80%以上を占めるなど、	○島根県は、急峻な山地が 80%以上を占めるなど、	
き。	その自然環境の特性から幾多の風水害に見舞われて		
	きました。	きました。また、長い海岸線とその沖合に広大な海面	
		も有しており、過去には津波被害も発生しています。	
		011 0 111 7 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	<取組みの方向>14 項目め		
	○市町村とともに、防災行政無線を始め多様な情報伝	○市町村及び漁業協同組合などとともに、防災行政無	
	達手段の整備に努め、迅速な情報伝達を実施していき		
	ます。	め、迅速な情報伝達を実施していきます。	
審 32【施策Ⅱ-5-2】			
島民の足の確保という	\bigcirc 施策 $II-5-2$: 下記のとおり、「現状と課題」の 2		
部分を加えてほしい。	変更前	変更後	
	<現状と課題>2項目め		
	○特に、隠岐諸島については、・・・・港湾施設の整	○特に、隠岐諸島については、・・・・港湾施設の整	
	備が求められています。	備が求められています。また、高速船の更新への対応	
		や本土の鉄道等の運賃と比べて割高な航路運賃の引	
		き下げが求められています。	
	<取組みの方向>3項目め	<u>C </u>	
	○交通事業者間の連携・・・・ダイヤ編成を働きかけ	○交通事業者間の連携・・・ダイヤ編成への働きかけ、	
	る等により、利便性を高めます。	離島航路運賃の引下げに向けた国への働きかけ等の	
	分手により、作民圧を同めより。	取り組みにより、利便性を高めます。	

意見の要旨	考え方・対応
審 34 【施策 II -5-2】 施策 II -5-2 で成果 参考指標の隠岐航路利用 者目標は、島民の観光分 野のモチベーションもあ	しているところです。 ○しかしながら、隠岐航路は、島民生活や産業振興に欠かせない交通基盤であり、現在の便数・運賃水準・運航体制などのサービス水準を維持する必要があります。 ○次期計画では、耐用年数を迎えた超高速船レインボーⅡの後継船としてのジェットフォイル導入支援などによ
	○電気を動力とするバスの導入については、国において補助制度が設けられています。○現在、一部の地域において導入が試みられていますが、多額の導入費用を要するなど、県内のバス事業者が導入するには、まだ多くの課題があるものと考えています。

意見の要旨	考え方・対応		
審 36【施策Ⅲ-1-1】			
「ふるさと教育」という	○施策Ⅲ-1-1:下記のように、「取組みの方向」	の1項目めの表現を改めました。	
施策が展開されてかなり	変更	変更後	
たつが、総合的な幸福感	○ふるさとへの愛着と誇りを持ち、心豊かでたくま	○ふるさとへの愛着と誇りを持ち、 <u>生きる力を養い、</u> 心	
を含めた島根でいきる価	しい子どもを育むため、自然、歴史、文化、伝統	豊かでたくましい子どもを育むため、自然、歴史、文	
値というものを「ふるさ	行事、産業など地域の「ひと・もの・こと」から	化、伝統行事、産業など地域の「ひと・もの・こと」	
と教育」の中で伝えてい	学ぶ「ふるさと教育」を全ての公立小中学校で推	から学ぶ「ふるさと教育」を全ての公立小中学校で推	
く必要があり、見直しが	進します。	進します。	
必要。			
分野毎ではなく、横断			
的に3つの大きな柱を貫	○基本構想において、島根が目指すべき将来像として	て「豊かな自然、文化、歴史の中で県民誰もが誇りと自信を持	
くものとして、島根の価	てる、活力ある島根」を掲げており、基本目標の一つ	つである「心豊かなしまね」の中でも、これまで大切に育んで	
値というようなものを書	きた島根の価値を再認識し、ふるさとへ愛着や誇りを	と持ち、思いやりを育む人づくりに取り組んでいくことなどを	
く検討をしてほしい。	記載しています。こうした基本的な姿勢のもとで、	今回の実施計画も策定することとしています。	
		計画の概要・構成(素案の資料2-1における「骨子」の)	
	部分等への記載等を検討します。		
	【計画(案)での追加対応】		
	○「基本構想の概要」として、基本目標Ⅲに、関連す	する記述を記載しました。	
審 37【施策Ⅲ-1-2】			
		ては、重要な事項と考えております。「取組みの方向性」	
るためには、職業観の教		的なキャリア教育を推進する」という考えの中には、労働	
	法の教育により自立した社会人を育成することも含ま		
育も学生の時から必要。	具体には、各県立高等学校のキャリア教育の中で取り	り扱うこととします。	

意見の要旨		方·対応
審 38 【施策Ⅲ-1-4】 施策Ⅲ-1-4の「現 状と課題」で、学術研究	○施策Ⅲ-1-4:下記のように、「現状と課題」の2項目めの表現を改めました。	
の成果を広く県民に還元 することが求められてい るではなく、既に取り組 みを行っており、一層強 めていくような表現とし ていただきたい。	変更前 ○大学、高等専門学校は、県内で高等教育を受ける機会を提供し、優れた人材を輩出するとともに、公開講座の開催や民間との共同研究などを通じて学術研究の成果を広く県民に <u>還元することが</u> 求められています。	変更後 ○大学、高等専門学校は、県内で高等教育を受ける機会を提供し、優れた人材を輩出するとともに、公開講座の開催や民間との共同研究などを通じて学術研究の成果を広く県民に <u>還元しており、より一層、連携を強めていく必要があります。</u>
審 39 【施策Ⅲ-1-4】 施策Ⅲ-1-4で、県 立大学だけでなく島根大	○施策Ⅲ-1-4: 下記のとおり、「取組みの方向」	の4項目めに新たに追加しました。
学も県の高等教育に責任	変更前	変更後
をもって取り組んでいる。その旨追加記載できないか。	(記述なし)	○島根大学とは医療、教育、産業など様々な分野で連携を進めてきていますが、地域の特色ある財産、資源を最大限活用していくため、より一層、連携を深めていきます。

意見の要旨	考え方	·対応		
審 40【施策Ⅲ-2-3】				
施策Ⅲ-2-3の「県	○「県民文化祭」は、広く県民によって企画・運営され、	多くの県民が参加し創り上げることにより、多彩で生き		
民文化祭の参加者数」は、	生きとした「島根の文化」を創造し、暮らしに潤いや活力	Jをもたらすことを目的として、島根県文化団体連合会を		
指標となり得るか。	中心に開催されています。島根県文化団体連合会とは、音楽・演劇・舞踊・伝統芸能・美術・文芸等の各分野別の			
		文化芸術団体と市町村単位の文化協会によって構成される団体です。		
	事業としては、県・島根県文化団体連合会・関係文化団体	xが協働して行う主催事業と、文化芸術団体や市町村文化		
	協会が独自に行う共催事業から成り立っています。			
	主催事業としては、舞台芸術部門の「ステージ事業」、美	**		
	芸部門の「しまね文芸フェスタ」「文芸作品公募(島根文			
	また、共催事業としては、分野別文化芸術団体や市町村文			
	動です。なお、共催事業に対しては、「しまね文化ファン			
	このように「県民文化祭」は、様々な分野の文化芸術活動			
	ルドに、ほぼ1年を通して開催されていること、さらに出			
	があることから、その参加者数は、施策の達成状況を反映	たしているものと考えます。		
	 ○下記のとおり成果指標の説明文に「県民文化祭」に関す	ナス 記述 な加笠 レ まし <i>を</i>		
	変更前	変更後		
	○県民の自主的な文化芸術活動の発表の場である「県	2 22 2 2 2		
	民文化祭」の参加者数(出演者・スタッフ・来場者)			
	です。第1次実施計画の実績を踏まえ、年間 50,000			
	人の維持を目指します。	人の維持を目指します。		
	λ(*/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	「県民文化祭」は、総合美術展(県展)、文芸作品		
		の公募や県内の文化芸術団体、市町村の文化協会が1		
		年を通じて県内各地で展開する文化芸術の祭典です。		

1		
意見の要旨		ī·対応
審 41【施策Ⅲ-4-5】	○温室効果ガス排出量の9割以上は、県民や事業者がエジ	ネルギーを使用することにより排出されるものです。県民
「県内総生産100万円	や事業者がこうした日常のエネルギー使用量を減らす取	組みを行うことが、温室効果ガス排出量削減効果として現
あたりのエネルギー使用	れることになるため、妥当な指標と考えています。	
量」というのは、成果指	なお、エネルギー使用量は、経済動向の影響を受けるため	め、「総生産額あたり」とすることで、経済動向に左右さ
標としては、よくわから	れない指標となっています。国際的にもこうした手法が、	とられており、島根の取り組み状況を見るときに、全国値
ない。	等との比較も可能な指標となっています。	
	しかしながら、ご指摘のように一般には、まだ十分に知り	られていない面もあり、分かりやすい指標を新たに追加す
	ることを検討中です。(次項のとおり)	
	施策Ⅲ-4-5:下記のとおり成果指標の説明表現を変	更しました。
	変更前	変更後
	温室効果ガスの9割以上を占める二酸化炭素の主	温室効果ガス排出量の9割以上は、県民や事業者が
	な排出源であるエネルギーの県内総生産あたりの使	エネルギーを使用することにより排出されます。エネ
	用量です。現状から約5%の削減を目指します。	ルギー使用量は経済動向の影響を受けるため、削減の
	成果指標=県内エネルギー使用量(G J ギガジュー	取組成果をあらわすものとして「県内総生産あたりの
	ル)÷県内総生産(百万円)	エネルギー使用量」で設定しました。現状から約5%
	※Jジュールとは、仕事量(熱量)を表す国際単位で	の削減を目指します。
	ある。J(ジュール)を単位として計算することによ	成果指標=県内エネルギー使用量:GJ(ギガジュ
	り、異なるエネルギー(石油、灯油、ガソリンなど)	ール)÷県内総生産(百万円)
	使用量を集計することができる。従来は熱量を表す単	※ J ジュールとは、仕事量 (熱量) を表す国際単位で
	位として cal (カロリー) も用いられてきたが、現在	ある。J (ジュール) を単位として計算することによ
	はJ(ジュール)に統一されている。	り、異なるエネルギー(石油、灯油、ガソリンなど)
	1J (ジュール) ≒ 0. 2 4 cal (カロリー)	使用量を集計することができる。従来は熱量を表す単
	$1 \text{GJ} ($ ギガジュール $) = 1 0 ^9 \text{J} ($ ジュール $)$	位として cal (カロリー) も用いられてきたが、現在
		は J (ジュール) に統一されている。
		※1J (ジュール) ≒0. 24cal (カロリー)
		$1GJ(ギガジュール) = 10^9J(ジュール)$
-		

【審議会委員】

意見の要旨

考え方・対応

審 42 【施策Ⅲ-4-5】

県民が具体的に取り組 めるような、例えば、社 会教育における環境学習 をもっと積極的にするた め、環境学習への参加者 を指標としてはどうか。

○ご意見の「県民」の取組を反映できる成果指標については、「環境学習」について指標とする方向で検討中です。

【計画(客)での追加対応】施策Ⅲ-4-5 に 新たな成里参考指標を追加しました

L	可聞(木)(ひ足加が心」 旭米里	サーフ・10、利には以来が	方田保と足加しる	<u> </u>	0	
	変更前		変更後			
		成果参考指標	平成 23 年度		平成 27 年度	
	_	④環境学習に取り組ん でいる学校の割合	71. 4%	⇒	86%	

審 43 【施策Ⅲ-4-6】

な数字を掲げるべき。

太陽光の目標数値が少│○「目標設定」にあたっては、様々な考え方があることは承知しています。今回、再生可能エネルギーへの関心の高 し消極的。もっと積極的 まりを受けて、新たに柱立てをした施策 「再生可能エネルギーの利活用の推進」の成果指標の目標値については、平 成20年6月に県民の皆様の意見を聴いて改訂した「島根県地域新エネルギー導入促進計画」の目標値を基に設定 したところです。

審 44【施策Ⅲ-4-6】

再生可能エネルギーの利 活用の項目自体はいいと して、原子力災害が実際 に発生したこともあり、 根本的な問題としてエネ ルギーをどうしていくか というようなところを考 えていただきたい。

○現在、政府において、エネルギー基本政策の見直し作業が進められており、来年夏を目途に新たな「エネルギー 基本計画」が策定されると聞いております。県としては、国全体としてのエネルギー政策の見直しを受けて、「島根 県地域新エネルギー導入促進計画 | の見直しを検討しておりますので、その際、「目標設定」等についても、必要に 応じて再検討したいと考えております。

施策III - 4 - 6: 下記のとおり「現状と課題」の2項目めに、文書を追記しました。

	<u> </u>	<u> </u>
	変更前	変更後
	○再生可能エネルギーは、資源が枯渇せずに利	○再生可能エネルギーは、資源が枯渇せずに利
	用・・・・出力が不安定になるなどの課題があります。	用・・・・出力が不安定になるなどの課題があります。
		今後、国全体のエネルギー政策の動向を注視し、利活
		用の推進に取り組んでいく必要があります。
L		

【県議会】

意見の要旨	考え方・対応		
議員1【政策 I-2】	○ご指摘いただいた点につきましては、重要な事項と考えています。 ○国においては、国民への説明や情報提供が不足しているという指摘を受け、政府を挙げて一層の説明や情報提供 に取り組む方針を示し、今後、地方での説明会などが開催される予定となっていることを踏まえ、政策 I - 2 に 下記のとおり加筆しました。		
対応していくのかという	変更前	変更後	
ことが課題である。外交 事項だから国の対応が明 確でないのは当然である と考えるがどうか。			

考え方・対応		
○政策Ⅱ-2「現状と課題」、「取組みの方向」について、下記のとおり表現を改めました。		
変更前	変更後	
<現状と課題>の1項目め		
○子どもの食生活・生活習慣の乱れや、壮年期における運動不足、過労、ストレス等による生活習慣病が問題になっています。	○子どもの食生活・生活習慣の乱れや、壮年期における運動不足、過労、ストレス等による生活習慣病が問題になっています。 <u>また、島根県の自殺者数は、年間およそ200人と高い水準で推移しています。</u>	
変更前	変更後	
<取組みの方向>の1項目め ○県民誰もが生涯にわたって健康づくりに取り組み、 地域に関わりを持ち続けることができる仕組み・環 境づくりを進め <u>ます。</u>	○県民誰もが生涯にわたって健康づくりに取り組み、 地域に関わりを持ち続けることができる仕組み・環 境づくりを進め <u>るとともに、総合的な自殺対策を推</u> 進します。	
	○政策 II - 2 「現状と課題」、「取組みの方向」について、変更前 <現状と課題>の1項目め ○子どもの食生活・生活習慣の乱れや、壮年期における運動不足、過労、ストレス等による生活習慣病が問題になっています。 変更前 <取組みの方向>の1項目め ○県民誰もが生涯にわたって健康づくりに取り組み、地域に関わりを持ち続けることができる仕組み・環	

意見の要旨	考え方・対応
議員3【施策 I-2-1】 ○島根県においては、ましては、まりないのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	○ご指摘いただいた点につきましては、重要な事項と考えています。 ○島根県では、平成20年3月に「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」を策定し、様々な施策を展開してきたところです。現在、平成24年3月を目途に、本計画の次期戦略プランを策定中であり、島根の農林水産業・農山漁村の更なる持続的発展を目指し取り組んでいくこととしています。 ○農業においては、食の安全・安心や環境保全など消費者ニーズに対応した農産物生産が求められています。また、島根県は、中山間地域が県土の大半を占め、豊かで清涼な自然が残っていることから、付加価値の高い農業経営が可能な有機農業は、島根県農業の目指すべき方向の一つであると考えています。このため、平成24年度からは県立農業大学校に有機農業専攻を設けるなど、これまで以上に有機農業の推進の取組むこととしていることから、成果参考指標としています。なお、より取り組んでいる内容が分かりやすい表現とするために名称を「有機農業の年間取組面積」に変更しています。
議員4【施策 I-5-4】 成果参考指標「半農半 XによるU・Iターン実 践者数」については、事 務事業レベル程度の指標 ではないかと考えるがど うか。	○農村地域への定住・定着を促進するためには、従来の「自営就農」や「雇用就農」だけでなく、兼業収入を加えた「半農半X」型の就農についても誘導することが必要であると考えています。また、近年では、豊かな自然や歴史、文化のある農村での生活に魅力を感じ、農業を希望するUIターン者も増えていることから、これらの人達に島根県を選択してもらうことが重要です。このため、島根県では、半農半XによるU・Iターン者を増やしていくため、平成22年度から事業化するなど積極的に取り組んでいることから、「半農半XによるU・Iターン実践者数」を成果参考指標としたい考えています。

意見の要旨 考え方•対応 議員 5【施策Ⅱ-1-7】 ○成果参考指標「②十 ○ご指摘いただいた点につきましては、誤解を招く表現でした。 砂災害から保全される ○「土砂災害危険箇所整備率」の指標では、整備の進捗状況や効果がわかりづらいため、具体的な成果をイメージ 人口」については、「土 しやすい「保全人口」としたところです。 砂災害危険箇所整備 ○成果参考指標の③緊急輸送道路網道路防災危険簡所整備率④緊急輸送道路網橋梁耐震対策実施率について、③は 率」から変更され、理 危険斜面の予防的対策、④は橋梁の補強的な耐震対策のためのそれぞれ異なる重要な指標であり、統合はできな 由として「整備率」の いと考えています。 表示では、事業効果が ○災害防止対策を必要とする「道路防災危険箇所」(点検で把握している全体数:2,136 箇所)については、 少なく見えるため、整 これまでも風水害や地震など自然災害発生時などの緊急時の物資輸送や復旧に必要な緊急輸送道路上にある 備効果と進捗の具体的 危険箇所(635箇所)を優先的に整備してきたところです。 イメージがつかみやす なお、緊急輸送道路以外の道路上にある「道路防災危険箇所」についても、危険度に応じて引き続き整備を進め いためとあるが、あま ていきます。 りにも成果を求めすぎ ご指摘いただいた点を踏まえ、「道路防災危険箇所整備率」を残し、「緊急輸送道路網道路防災危険箇所整備率」 ているのではないか。 の2つの成果参考指標を併記することとしました。 ○成果参考指標「緊急輸 変更前 変更後 送道路網道路防災危険 筒所整備率」と「緊急 成果参考指標 成果参考指標 輸送道路網橋梁耐震対 ①洪水から保全される人口 ①洪水から保全される人口 策実施率」は統合した ②十砂災害から保全される人口 した方がよい。むしろ ②十砂災害から保全される人口 ③道路防災危険箇所整備率 指標として「道路防災 ③緊急輸送道路網道路防災危険箇所整備率 危険筒所整備率」は残 うち緊急輸送道路網道路防災危険箇所整備率 すべきではないか。 ④緊急輸送道路網橋梁耐震対策実施率 ④緊急輸送道路網橋梁耐震対策実施率

意見の要旨 考え方・対応

議員6【施策Ⅱ-1-8】

GAP導入の取組みについて、施策「売れる農林水産品・加工品づくり」の成果に反映されていないと思われるがどうか。

○高まりをみせている消費者の食の安全に対する意識に応え、安全な島根の農林水産物を消費者に送り届けることによってその信頼を確保するとともに、優れた品質と独自性をアピールしていくことは、販売の拡大につながっていくことから、施策 I-2-1 「売れる農林水産品・加工品づくり」の取組みのひとつとして「美味しまね認証」制度の導入推進を位置づけ、その成果参考指標を追加します。

変更前	変更後
成果参考指標	成果参考指標
記載なし	美味しまね認証件数(累計)

議員7【施策Ⅱ-2-4】

成果参考指標「入院中の精神障がい者の地域生活への移行者数」を「入院が1年未満の精神障がい者の平均退院率」に変更しているが、入院中の精神障がい者の方が地域生活へ移行する人数がいたがというためというたの指標がよいのではないか。

- ○障がい者の自立支援に関する成果参考指標は、3年ごとに作成する「島根県障害福祉計画」における目標値と同じ考え方で設定することとしています。
- ○平成24年度から26年度までを計画期間とする「第3期島根県障害福祉計画」の策定にあたり、目標値設定の指針が国から示されたところです。この指針では、入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する指標としては、第2期計画において定めていた平成23年度末までの退院可能精神障がい者の減少目標値(平成14年度における退院可能精神障がい者数をもとに定めた数)を用いず、入院が1年未満の精神障がい者の平均退院率を用いることとされました。
- 生活へ移行する人数がい 〇これは、退院可能精神障がい者が医療機関の主観に基づく抽象的なものであり、客観的な分析・評価が難しかっかに増えたかという元の たため、別の客観的な指標を設定することが求められていたところ、急性期の入院期間をさらに短縮化し入院長指標がよいのではない 期化を防止するという観点から、入院が1年未満の精神障がい者の平均退院率を用いることとされたものです。
 - ○以上のことから、第2次実施計画においては、第3期島根県障害福祉計画と同じく平均退院率を指標に設定しています。
 - ○成果参考指標については、元の指標から変更しますが、施策の目的である障がい者が住みたい地域で、障がいのない人と同じように、安心し、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会を実現するための取組みを引き続き実施します。

意見の要旨	考え方・対応
議員8【施策Ⅲ-4-1】 成果参考指標「みん域選 で守る郷土の自然地域選 定箇所数」は目標を達成 したとあるが、引き続き と考えるがどうか。	 ○ご指摘いただいた点につきましては、誤解を招く表現でした。 ○「みんなで守る郷土の自然地域」選定事業は、絶滅のおそれのある野生生物や地域における自然保護のシンボルとなっている巨木など、身近な自然環境の保護に住民が主体となって取り組んでいる地域を県が選定支援することにより、自然保護活動の広がりと県民意識の醸成を図ることを目的としたものです。 ○この事業は昭和62年度から実施しており、県内50箇所の選定を目標として取り組んできましたが、近年は毎年1箇所程度を選定し、平成23度末までには60箇所に至っています。 ○今回、選定箇所数は指標からははずしますが、この制度は今後も継続し、選定地域における活動団体との情報交換などを行っていきます。 ○一方、「希少種に対する採集圧」や「里地里山の手入れ不足」などが主な要因となって、絶滅の危機に瀕している野生動植物が増えつつあることから、「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成22年4月1日施行)を新たに制定し、県、県民、民間団体及び事業者が協働して希少野生動植物保護の取り組みをさらに推進することにしています。 ○今後は、本条例により希少種保護の体制を強化することとしており、その一環として県民を対象とした「希少野生動植物保護巡視員」の認定を図ることにしています。このことから認定者数を新たな指標として設定しています。

【パブリックコメント】 期間:H23.12.15~H24.1.15

意見の要旨 考え方・対応 パブコメ1【共通】 ○島根の将来を考え、県 ○「島根総合発展計画」は、概ね10年後の島根の将来像を想定し、中長期的な展望を示した総合的戦略的プラン 民に「夢と希望」を与 と位置づけられるものです。政策の目的や取組み方向、目的を明らかにするとともに、県の行政運営の方針だけ でなく、広く県民が目的を共有することができるものとしています。 えようとしているのか 一番最初にしっかり示 ○第2次実施計画は、これまでの4年間の取組を踏まえ、「島根総合発展計画」の基本構想に揚げた3つの基本目 標を達成するための具体的な政策・施策を体系的に示すとともに、施策においては、取組の成果をより分かりや すべき。 ○もっとメリハリをつけ すくするための参考的な目標数値を設定します。 て、本当にやらなけれ ○「第2次実施計画」の推進にあたっては、財政健全化と整合性を保ち、「第1次実施計画」の評価や、現下の厳 ばならないことに重点 しい経済・雇用情勢や、安全安心な県民生活の確保、今後の島根を支える若者の定住や、新たな課題への対応等 を置くべき。 を踏まえ、県の将来的な発展などのために真に必要な以下の分野については、特に、重点的に取り組んで行くも ○中、長期的に、島根を のとしてします。 どのようにしていくの ・産業の振興、雇用の確保 か。一般県民にわかり ・ 医療・福祉の確保・ 充実 やすいビジョンを打ち ・教育の充実、文化・歴史の保存と活用 出してほしい。 ・中山間地域の振興 ○目標数値を達成するた 安全安心な県民生活の確保 めに、①どのような具 ○しかし、地方財政を取り巻く環境は、非常に不透明であり、島根県においては、平成24年から平成25年までの2 体的な施策を立て②何 年間を経過監視期間として位置づけ、国の動向等に注視しながら財政健全化に取り組んでいくこととしています。 年計画で③予算をどの これと整合を図りながら、「第2次実施計画」の取組みの方向をもとに毎年度、事務事業を構築し、着実に実施し ようにするのか、ある ていきたいと考えています。 程度具体的なものを示 ○成果参考指標の目標設定等の根拠となっている国の方針が大きく変更となった場合等、必要に応じて再検討したい すべき。 と考えています。 ○策定後途中修正を加え ることが可能なのか。

- キロの悪じ	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
意見の要旨	考え方・対応
パブコメ2【共通】 ○この計画の主体は県な のか。 ○県であれば、本当に県 が取り組むべき事柄は のか、または県な のか支援のスタンス のか。 ○暫定目標値が、H27年度 までの各年度表記とを またいようにしてほしい。	 ○「島根総合発展計画」は島根の強みを活かす新しい発展を目指して、島根県が策定するものです。 ○また、「県民・企業・NPOなどとの幅広い協働による総力の結集」を図ることにより、「豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力のある島根」を目指します。 ○ご指摘を踏まえ、成果参考指標の目標値の標記を統一しました。
パブコメ3【政策 I-2】 TPP以前に、島根の 農業をどのように進めて いくのか明確にして欲し い。	○いただいたご意見については、今後の県政推進上の参考とさせていただきます。島根県では、平成20年3月に島根の農林水産業・農山漁村の持続的発展に向けた長期的な振興方向と当面の取組みを明らかにした「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」を策定し、「消費者に買ってもらえる商品づくり」や「地域の実情にあった担い手づくり」など様々な施策を展開しているところです。 今後とも、集落営農組織や農業参入企業など多様な担い手の育成確保や島根の豊かな自然を活かした有機農業の推進、島根県独自の取組みである「美味しまね認証制度」の普及など、島根の実情に合わせた、島根の特色を生かした農業に取り組むことにしています。
パブコメ 4 【政策 II - 2 】 中間支援組織間のネッ トワークや支援も必要	○いただいたご意見については、今後の県政推進上の参考とさせていただきます。現在、「県民いきいき活動促進基本方針」の改訂の議論を行なっています。その中で、ボランティア・NPO活動(県では「県民いきいき活動」と位置づけています)を充実、支援するために、中間支援機能の強化に向けて、人材育成、交流・連携の場づくり、ネットワークづくりのための施策について検討を行なっています。

意見の要旨	考え方・対応
パブコメ 5 【施策 I-1-2】 ソフト開発者が本来意 図しない使用を行ったユ ーザーの責任を問われる などの問題が発生。自治 体でもこの問題に専門知 識を持って当たるべき。	○ご指摘の点につきましては、県としても十分に配慮していきたいと考えています。企業等が開発したソフトウェアについては、利用者がそのソフトウェアが持つ本来の目的及び機能に従い、節度を持って利用することが大切です。また、そのことが、IT産業そのものの健全な発展も担保するものだと考えています。
プラメ6【施策 I-2-1】 ○他無との差別化、付加価値とが重要。 ○他価値化業者を対して、会とののでは、一点を表別できまります。	 ○いただいたご意見については、今後の県政推進上の参考とさせていただきます。島根県では、平成20年3月に「島根総合発展計画」の農林水産業・農山漁村振興に関する部門計画として「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」を策定し、「消費者に買ってもらえる商品づくり」や「地域の実情にあった担い手づくり」など様々な施策を展開しているところです。 産地間競争に生き残っていくためには、島根の特色を生かした農産物生産や付加価値化を目的とした加工品づくりが重要であり、今後とも島根の豊かな自然を活かした有機農業の推進、島根県独自の取組みである「美味しまね認証制度」の普及など、島根の特色を生かしたモノづくりを進めていきます。 ○島根県における農業就業人口の平均年齢は70.1歳(平成22年)であり、年々高齢化が進行しております。このため、島根県では、高齢者でも取組みやすい品目の導入や少量多品目栽培による地元直売所への出荷などを進めているところであり、今後とも引き続き、この様な取組みを進めていきます。 ○「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」では、「消費者に買ってもらえる商品づくり」を一つの柱として推進しているところであり、今後とも引き続き、消費者ニーズに基づいた商品づくりに取り組んでいきます。 ○消費者ニーズに基づいた商品づくりの手法については、研修会の開催や専門家の派遣等を実施しておりますので、お近くの県関係機関にご相談下さい。 ○「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」の中で、商品開発数を指標として取り入れています。 ○マーケティングの視点は重要であることから、流通や商品づくりに関する研修会の開催や専門家の派遣、商談会の開催、地域の販売促進活動に対する支援などを行っています。

意見の要旨	考え方	ī·対応	
パブコメ7【施策 I-2-1】			
農業や商業の現場で、			
女性の起業化を視点に意	○ご意見の趣旨は、中小企業の振興の施策において、起業・創業を促進することを記載しています。		
欲ある女性を応援してい	○厳しい経済情勢や少子高齢化による企業の減少が続いて	「おり、起業・創業の促進は重要ですので、女性限定ではあ」	
ない。	りませんが、創業のためのセミナーの開催による人材育	が成や実務の習得、創業者支援資金による資金調達の支援、	
6次産業化等にも女性の	商工団体や専門家派遣による個別支援等に引き続取り組	1んでいきます。	
力が必要。		会連合会、(公財)しまね産業振興財団、(財)しまね女性セ	
		て必要な具体的な知識等(心構え、事業計画の作り方、創	
		女性の創業に結びついています。県もその経費の一部を助	
	成しています。	УКЕ «Д1/XK =/Д 0 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	7,74 7,0	となって担ってきており、今後とも引き続き、事業や技術	
	指導などを通じて、6次産業化を支援していきます。		
	11 11 ac e ac content of the content		
パブコメ 8【施策 I -2-1】			
○「原子力災害で・・・」	 ○いただいたご意見については、今後の県政推進上の参考	きとさせていただきます。原子力災害などの特定の災害に	
と「環境保全型農業」		るよう、GAPにより生産段階での安全管理を徹底する	
を追加すべき。	ことが重要であると考えています。		
	また、環境保全型農業は、施策Ⅲ-4-5「環境保全の推進」で記載しているとおり、減農薬減化学肥料に向け		
○「自給飼料の生産・確	環境にやさしい農業の取組みを推進していきます。		
保しについて記述すべ			
き。	 ○ご指摘を踏まえ、下記のとおり表現を改めました。		
	変更前	変更後	
○「耕畜連携による自給	<現状と課題>3項目め	肉用繁殖牛については、飼養戸数、頭数の減少が続	
飼料の確保」について		いていることから、増頭を進めるとともに、自給飼料	
記述すべき。	いていることから、増頭を推進する必要があります。		
	○ご指摘を踏まえ、下記のとおり表現を改めました。		
	変更前	変更後	
	<取組みの方向>	肉用繁殖牛については、放牧や <u>耕畜連携による自給</u>	
	肉用繁殖牛については、放牧や子牛育成の分業化	<u>飼料の確保、</u> 子牛育成の分業化等、省力・低コスト化	
	等、省力・低コスト化による増頭を推進します。	による増頭を推進します。	

意見の要旨	考え方・対応			
パブコメ 9 【施策 I -2-2】				
○県の役割は、事業者へ の支援であることか	○ご指摘を踏まえ、下記のとおり表現を改めました。 			
ら、「現状と課題」及び	変更前 <現状と課題>の3項目め			
「取組の方向」を支援				
のスタンスで記載すべ	りと、情報を整理し、新たな商品づくりに取り組むしりに向けた支援や、新たな商品づくりに取り組む人			
き。	人材の育成が必要です。 材の育成が必要です。			
○「取組の方向」は、生				
産者や製造者を支援・	<取組の方向>の1項目め			
自立できる施策に全体 的に書き改めた方がよ	□□県外への流通や消費の拡大のため、大都市圏での販□□県への流通や消費の拡大のため、大都市圏での販売□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			
的に書き以めに方がよ い。	売チャネルの開拓、販売ターゲットの明確化と戦略 チャネルの開拓、販売ターゲットの明確化と戦略的 的展開を進めるとともに県産品のブランド力の向 展開に向けて支援するとともに、県産品のブラン			
v 0	上を図ります。			
	○【施策Ⅰ−1−1:県内企業の経営・技術革新の支援】を実施するとともに「県産品の販路開拓・拡大の支援」			
	に向けた施策を展開し、ご指摘のとおりの県が果たすべき役割である生産者や製造者の自立的な活動を支援し			
	ていきます。			
パブコメ 10【施策 I -2-3】				
一次産業に希望がもて	〇いただいたご意見については、今後の県政推進上の参考とさせていただきます。島根県では、平成20年3月に ************************************			
るような島根らしい取組	島根の農林水産業・農山漁村の持続的発展に向けた長期的な振興方向と当面の取組みを明らかにした「新たな農			
みの方向を示して欲し	林水産業・農山漁村活性化計画」を策定し、「消費者に買ってもらえる商品づくり」や「地域の実情にあった担			
V 1°	い手づくり」など様々な施策を展開しているところです。 今後とも、集落営農組織や農業参入企業など多様な担い手の育成確保や島根の豊かな自然を活かした有機農業の			
	「後とも、乗路呂辰組織や辰乗多八正乗なと多様な担い子の自成帷除や島根の豊かな自然を佔がした有機辰乗の			
	かした農業に取り組むことにしています。			
	また、島根県における農業就業人口の平均年齢は70.1歳(平成22年)であり、年々高齢化が進行しており			
	ます。このため、島根県では、高齢者でも取組みやすい品目の導入や少量多品目栽培による地元直売所への出荷			
	などを進めているところであり、今後とも引き続き、この様な取組みを進めていきます。			

意見の要旨	考え方・対応
パブコメ 11 【施策 I -2-3】 商工業のようなマーケ ティング指向が農業にも 必要ではないか。	○いただいたご意見については、今後の県政推進上の参考とさせていただきます。ご指摘のとおり、農業にもマーケティング指向が必要であると考え、かねてから消費者ニーズを取り入れた商品開発や、マーケティング手法の導入による売れる商品づくりの取り組み等を支援してきています。 今後も、消費者ニーズの商品開発への反映や商品コンセプトづくりの支援に積極的に取り組みます。 ・事業名:県産品ブラッシュアップ支援事業
パブコメ 12【施策 I -5-1】 就職困難な社会情勢に も関わらず、問題を若者 に求める論調が中高年に 目立つ。バブル期に若者 時代を謳歌した人達と現 代のフリーターは全く境 遇が異なる。中高年に早 急な啓発が必要。	 ○ご意見の趣旨は、施策Ⅲ-3-1「人権施策の推進」に記載しています。様々な人権問題が依然として存在している一方、御指摘のように社会情勢の変化に伴う新たな人権問題も生じてきています。 「島根総合発展計画」では、人権問題を重要な施策のひとつとして位置づけ、あらゆる人権教育や人権啓発に取り組んでいくこととしています。
パブコメ 13【施策 I -5-1】 5年後、10年後の県の 産業を見据えた人材、国 内外で必要とされる人材 を県内でどのように育成 するかが、島根の子供た ちの将来に大きく関わっ てくる。今後は真剣にこ のことに取り組むべき。	 ○いただいたご意見については、今後の県政推進上の参考とさせていただきます。今年度、総合発展計画のほか、人材育成に関する具体的な計画として、第9次職業能力開発計画の策定作業や島根県総合雇用対策の方針の改定作業を進めており、この中で、ご指摘に関連することとして、産業振興施策と連携した人材育成の推進やキャリア教育の推進などを掲げていくことを議論、検討しています。今後とも、産業界の動向を見据えながら必要とされる人材育成の取り組みを積極的に実施していきます。 ○本県の人口減少の一つの要因として、高校卒業後の進学や就職による県外への流出があると考えており、ご意見のとおり、県内産業や地域振興を担う子どもをいかにして育てるか、本県にとって非常に重要な課題であると認識しています。 教育委員会においては平成16年3月に策定した「しまね教育ビジョン21(計画期間:平成16~25年度)」を本県の教育の指針に据え、学校、家庭、地域社会が一体となった教育を推進しているところです。現在、このビジョンの平成25年度までの目標の見直しを進めておりますし、高校におけるキャリア教育の一層の充実を図るための新たな事業展開も検討しているところです。

意見の要旨	考え方・対応		
パブコメ 14【施策 I -5-2】 派遣法等の雇用改革の 欠陥を見直すべき。	○ご意見の趣旨は、労働者派遣法など国の法律にかかる問題であり国の政策なので、県の発展計画で取り上げることはなじまないと考えています。		
パブコメ 15【施策 I -5-2】 高校生や大学生の県内 就職率のアップに向け、 対策を実施すべき。	○いただいたご意見については、今後の県政推進上の参考とさせていただきます。若年者雇用対策事業として、就職フェアや企業見学会、立地企業等とのマッチング支援など様々な取り組みを既に実施していますが、引き続き工夫や見直しを行いながらきめ細かな取り組みを行うこととしています。		
パブコメ 16【施策 I -6-2】 航空路線の維持・充実 のためには、複数の航空 会社が参入し、競争を作 る方策が必要。	会社の参入(ダブルトラック)により、競争原理が働き、運賃引き下げ等の力が働くとの指摘がなされているとこ		

意見の要旨	考え方・対応	
パブコメ17【施策Ⅱ-1-2】 県民の防災意識と災害 ボランティアについて啓 発と組織化を図っていく ことが必要ではないか。	○ご指摘を踏まえ、下記のとおり表現を改めました。	
	防災訓練の充実、緊急物資の整備に取り組むこと ディアの育成強化、防災訓練の充実、緊急物資の が必要です。 整備に取り組むことが必要です。	
	変更前変更後	

意見の要旨	考え方・対応	
パブコメ 18【施策 Ⅱ -1-3】	\$1.975 V.310	
島根原発の安心安全な	○原発の安全・防災対策については、極めて重要な事柄であると考えています。原子力発電は、資源の乏しい我が国	
組織体制、構造、通報・	におけるエネルギーの安定供給確保に必要なものとして、その推進が国策として行われ、地元自治体も、発電所の	
避難体制の確立をしてい	安全確保を前提として原子力発電所の立地を受け入れてきたところです。	
ただきたい。	今回の福島第一原発事故では、立地自治体が受け入れをするにあたっての大前提である安全確保、安全対策が十	
	分に機能せず、その結果、立地自治体をはじめ、広い範囲へ放射性物質の影響が及ぶ事態になっています。	
	こうした事態を受け、国においては、様々な安全対策を指示し、中国電力の島根原発においても、それらに応じ	
	た対策が行われています。	
	しかしながら、福島第一原発事故の発生とその進展に関する原因究明もまだ途中という状況であり、地震や高経	
	年化やプルサーマル運転の影響なども含め、これまでの対策で十分であるのかどうかはわからないところです。	
	島根県としては、発生以降、原発立地 14 道県や知事会などとともに、何度も国に対し、事故の早期収束、徹底	
	した原因究明、そして、原因分析から得られた新たな知見に基づく基準の見直しとそれに基づく全国の既設原発	
	の安全確認を強く求めてきています。また、事故に関して提起されている様々な意見や疑問に対して国として明	
	確な見解を示すよう求めてきています。	
	エネルギー政策上の原子力発電の位置づけ等については、国全体での議論が既に始まっていますが、少なくとも	
	島根県が島根原発のあり方についての方針をとりまとめるにあたっては、国からこれらについての説明を聞いた	
	上で、原子力安全顧問などの専門家や住民の方々、さらに県議会での御意見や議論をよく聞くというプロセスを	
	丁寧に行う必要があると考えています。	
	また、島根原発の将来の存廃に関わらず、島根県としては、防災という観点から、万が一、島根原発で福島のよ	
	うな大規模な事故が発生した場合の対応についても想定し準備をしておくことが責務であると考えています。	
	福島第一原発事故では、発電所から半径20km圏内が避難区域に、その後、20km圏外に計画的避難区域が	
	設定されるなど、従来の想定を超えた放射性物質の広がりが見られたことから、国では、原子力防災対策の見直	
	しを進め、「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域」についても、その範囲のめやすを原子力	
	施設から概ね30kmに拡大する考え方が示されました。国の防災対策の検討においても、このエリア内の住民	
	がすべて避難することは想定されていませんが、島根県では、広域避難検討の一環として中国各県に避難受け入	
	れ可能施設のリストアップを依頼し、万が一広域避難の必要が生じた際にも、少なくとも県民の避難が安全且つ	
	円滑に避難できるよう、準備を進めているところです。	
	また、モニタリングポスト等の増設などによる平常時及び緊急時の環境放射線監視体制の強化並びに緊急連絡網	
	や防災資機材の整備充実についても検討を進めているところです。	
	○以上のような県の考え方について、施策Ⅱ-1-3の「取組みの方向」の中で、詳細な記述を加えました。	

意見の要旨	考え方・対応
パブコメ 19【施策 II-1-4】 かつての日本が誇った 寛容と共生の社会は崩れ、監視社会となりかけ ている。間違った方向に 行っていると感じる。	○いただいたご意見については、今後の県政推進上の参考とさせていただきます。県民の皆様が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、各種犯罪への対策を強化するとともに、県民の自主防犯活動と連携し、地域に密着した取組を推進する必要があります。 犯罪の未然防止は警察の活動のみでは限界があり、自治体や関係機関、ボランティアなど地域社会を構成する団体、個人が情報を共有し、連携協働して社会全体の力で取り組んでいくことが重要です。 県においては、官民一体となって犯罪の起きにくい防犯環境の整備を促進するとともに、防犯ボランティア等との連携による社会の規範意識向上と絆の定着化に向けた取組を推進していきます。
パブコメ 20【施策 II-1-8】 【施策 II-3-1】 TPPには断固反対す べき。	
パブコメ 21【施策 II -2-1】 日本における自殺者は 平成 10 年以降 13 年連続 して 3 万人を越えていま す。対策を考えていただ きたい。	○いただいたご意見については、今後の県政推進上の参考とさせていただきます。自殺の背景には、健康問題や経済・生活問題、家庭問題、勤務問題など、様々な要因が複雑に重なり合っていることが多く、対策の成果に即効性を期待することは難しい。このため、いろいろな角度からの取組を中長期的な視点に立って、広く社会全体で粘り強く推進していくことが必要と認識しています。 島根県としては、これまでの取組について、検証を行いながら、今後の自殺対策の取組を進めていきます。
パブコメ 22【施策 II -2-3】 独居対策、認知症対策、 施設対策を実施すべき。	○いただいたご意見については、今後の県政推進上の参考とさせていただきます。島根県としては、高齢者が要介護状態になっても住みなれた地域で安心して生活できるように、介護サービスの充実のための基盤整備、介護予防の推進、生活支援サービスなど、包括的なケアが日常生活圏域の中で提供できる体制をつくっていきます。

意見の要旨	考え方・対応
パブコメ 23 【施策 II-2-6】 生活保護の不正受給者 問題について、自治体職 員の増員や駐車違反取締 りのように外部委託等も 検討するべきではないで しょうか。	○いただいたご意見については、今後の県政推進上の参考とさせていただきます。平成23年5月に設置された「生活保護制度に関する国と地方の協議の場」において、不正受給に対する取組みの徹底やケースワーカーの確保・負担軽減についても検討が行われているところです。 本県においても、生活保護が必要な人に、必要な保護、適切な自立支援が実施されるよう、上記の検討結果等を踏まえ、生活保護の実施機関である市町村福祉事務所に対する適切な助言指導・支援等を行っていきます。
パブコメ 24 【施策Ⅲ-1-3】 青少年を積極的に褒め 称える社会風潮を造成す べき等、青少年の健全育 成を図るべき。	○いただいたご意見については、今後の県政推進上の参考とさせていただきます。全国における平成 22 年の少年非行は、刑法犯少年の補導人員が 7 年連続で減少しました。島根県においても関係機関・団体等の積極的な見守り活動や非行防止教室等の開催により、少年非行は 6 年連続で減少しましたが、刑法犯少年の約 3 割が再び非行を行い補導される実態があり、憂慮すべき状況にあります。このような少年非行の背景には、家庭・地域社会の教育力の低下に加え、青少年自身の規範意識の問題や自己有用感、自己肯定感の欠如等が考えられ、青少年の主体性・自律性や社会参画意識を育むための健全育成活動に社会全体で取り組んでいくことが必要です引き続き、教育委員会・健康福祉部・警察本部が一層連携を深め、地域の美化活動や地域文化の継承活動、ボランティア活動等の社会貢献活動を通して住みよい地域づくりに寄与している模範的な青少年や青少年指導者の団体・個人を積極的に表彰することで、青少年の善行を褒め称え、青少年を健やかに守り育てる社会環境の醸成に努めてまいります。加えて、島根県青少年の健全な育成に関する条例の規定に基づき、青少年にとって好ましくない有害情報の氾濫の防止等、青少年を取り巻く環境の整備に努めていきます。
パブコメ 25 【施策Ⅲ-2-3】 ○旧来型文化のみを「優れた」と定義することには反対。 ○若者と中高年間の融和が今後の文化戦略の 鍵。	 ○いただいたご意見については、今後の県政推進上の参考とさせていただきます。「優れた」には、特定の分野・ジャンルの文化芸術を定義し、区別する意図はありません。分野やジャンルに関わりなく、「質の高い」といった趣旨で用いたものです。なお、この度の「島根県文化芸術振興条例」の制定に伴い、全面的に内容を修正しています。 ○文化芸術の振興にあたっては、子どもから高齢者まで幅広い世代間における交流の促進に努めることとしています。

意見 <mark>の要旨</mark>	考え方・対応	
パブコメ 26【施策Ⅲ-3-1】 人権侵害救済法案には 反対します。	○いただいたご意見については、今後の県政推進上の参考とさせていただきます。人権侵害救済法案については、 国において昨年8月に法務省政務三役の「新たな人権救済機関の設置について(基本方針)」が公表され、この 基本方針を基に法案を検討中ですが、人権侵害による被害者を救済するため、実効性のある人権救済制度を早急 に確立する必要があると認識しています。	
パブコメ 27【施策Ⅲ-3-1】 インターネットに関す る最大の人権侵害は「ウ ィルス作成罪」である。 プログラムの文字を1つ 間違えたために刑務所に 収監されてしまうことが あれば人生が狂ってしま う。	○いただいたご意見については、今後の県政推進上の参考とさせていただきます。不正指令電磁的記録に関する罪の捜査も、他犯罪の捜査と同様、適正捜査を推進しています。	
パブコメ 28【施策Ⅲ-3-2】 女性からの男性への差 別等の問題についても早 急に考えるべき。	○いただいたご意見については、今後の県政推進上の参考とさせていただきます。男女共同参画の推進にあたっては、どちらか一方の性を優遇するということではなく、男女が互いに尊重し合い、一人ひとりが個性や能力を発揮できる、そして、男女ともに自らの行動に責任を持ち、ともに支え合うという視点が大切だと考えています。そうした視点に立ち、県民の皆さまの男女共同参画に対する理解が深まるよう、引き続き、普及啓発に取り組んでいきます。	
パブコメ 29【施策Ⅲ-3-3】 外国から移住した人 にどのような主義や信教 を持っていても共生出来 る日本の社会の素晴らし さを説いていくべき。	○いただいたご意見については、今後の県政推進上の参考とさせていただきます。地域における日常生活の中では、言語や文化など、国籍の違いにより摩擦が生じる場合があります。 多文化共生社会とは、国籍などの異なる人々が、お互いの文化や思想・宗教などの価値観の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことであると考えています。 県の多文化共生事業の実施にあたっては、外国人住民・日本人住民のいずれに対しても、この考えのもとに取り組んでいきます。	

意見の要旨 考え方・対応 パブコメ 30【施策Ⅲ-4-1】 昨今、暴力団等が山中 ○いただいたご意見については、今後の県政推進上の参考とさせていただきます。 に違法廃棄物処理場を設 ○島根県では、県、警察、市町村、業界団体等が連携して、不法投棄の発生・再発防止活動を行うなど、廃棄物の 適正処理に努めています。これまでのところ、暴力団等の犯罪組織による違法産業廃棄物処理場の設置は確認さ 置し、水源が汚染されて いる。こうした危機への れておりませんが、こうした事態が確認された場合には、警察への告発等を含め、関係機関が連携して対応して 対処に警察等実行力を持 いきます。 って積極的に摘発すべき 事態にまできている。 パブコメ 31【施策Ⅲ-4-6】 再生可能エネルギーの ○いただいたご意見については、今後の県政推進上の参考とさせていただきます。太陽光や風力などの再生可能エネ ルギーによる発電については、一般的にコストが高いことが課題とされておりますが、技術革新によるコストの低 利活用については、コス トやメンテナンス面で負 減へ向けた取組みが行われているとともに、昨年8月には、国会において「再生可能エネルギーに関する特別措置 担が大きく、実用性に疑 法」が成立し、今年7月から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が導入されることになりました。さらに、 問。「地球温暖化」も未だ 政府においては、「エネルギー基本計画」の見直しに向けた作業が進められており、今後、全国的にも再生可能エ 学説に過ぎず、懐疑論も ネルギーの利活用が進んでいくことが想定されます。 出ている。 ○また、再生可能エネルギーは、エネルギー源が枯渇することなく、発電時に二酸化炭素(CO2)を排出しないこ とから、化石燃料に代わるエネルギーとしても期待されています。 ○このため、本県としても、国のエネルギー政策の動向を注視しながら、再生可能エネルギーの利活用に向けた取組 みを進めていく必要があります。

意見の要旨

パブコメ 32【施策Ⅲ-4-6】

再生可能エネルギーの 利活用については、非常 にごさる内容だが、 もっと「脱原発」に関す る姿勢を明示すべき。 福島後という情勢におい ていさなからな強いで かといったような強い 志を示すべき。

考え方・対応

- ○いただいたご意見については、今後の県政推進上の参考とさせていただきます。
- ○再生可能エネルギーについては、県内に豊富に存在する小水力や木質バイオマス等の地域資源を有効に利活用する ものであるため、エネルギーの安定供給に資するとともに、地域の特性に応じた導入を図ることにより、地域経済 の活性化にも寄与できると考えています。
- | いといったような強い意 | ○なお、県の考え方の詳細については、パブコメ 18 の意見回答を参照いただきたいと思います。

【市町村】

意見の要旨	考え方・対応	
【松江市】		
市町村1【全体】 政策・施策項目相互の 関係性を示すべきではないか。	○第2次実施計画については、3つの基本目標の下に15本の政策があり。その下に66本の施策が体系化されております。また、それぞれの階層が、目的と手段の関係になっています。そのため、政策の目的を達成するための手段が施策であり、その施策を実施した事による成果が政策に反映される仕組みとなっています。	

辛日の亜ビ	
意見の要旨	考え方・対応
【出雲市】	
市町村2【政策 I-6】	
【施策 I-6-2、3】	
○地域経済や産業の拡大	○本県では東アジア地域(韓国、台湾、中国など)や欧米地域を中心に外国人観光客の誘致に取り組んでいます。
に結びつけるためには、	今後、より多くの観光客を誘致するためには、海外の観光客の志向に訴求できる的確な情報発信を強化するとと
中国(上海)を含め、国	もに受入環境の整備を行う必要があると考えています。
際定期航路を開設する	そのため、例えばスマートフォンを活用したインターネットによる現地情報の提供や外国語併記の観光案内看板
ことは極めて重要。具体	の設置をはじめ、外国語ボランティアガイドの活用などに取り組みます。
的な施策を検討すべき	○出雲空港の愛称「出雲縁結び空港」につきましては、今後も、利用促進団体である「21世紀出雲空港整備利用
である。	促進協議会」及び観光関係機関等と連携して、PRに取り組んでいきます。
• 国際線誘致(外国人	○出雲縁結び空港では、運航会社である日本航空の経営再建により、札幌便の休止、大阪線の減便など路線の見直
観光客誘致)に必要な	しがされており、平成 23 年度乗降客数は約 63 万人となる見込みです。県としては、路線の充実を図り、年間乗
受皿体制の強化など	降客数 70 万人への回復を目指します。
○空港愛称を活用したP	○出雲縁結び空港路線は、大都市圏と島根県東部を直結しており、地域の産業振興や活性化に不可欠な高速交通
R策を実施すべき。	機関です。県としては、関係機関と連携して、今後も出雲縁結び空港が山陰の拠点空港となるように取り組んで
○年間の乗降客数目標を	いきます。
70万人以上にすべき。	○出雲縁結び空港の滑走路延長や着陸帯拡幅、運用時間延長につきましては、運航する機材の状況、整備に要する
○出雲空港が山陰の拠点	経費とその効果、周辺環境に与える影響などを踏まえ、慎重に対応していきたいと考えています。
空港となるように関係	
機関と連携し、地域の	
発展につなげるべき。	
○出雲縁結び空港の基盤	
整備について	
・滑走路延長や着陸帯	
拡幅をすべき。	
・運用時間の延長を実	
施すべき。	

意見の要旨	考え方・対応
【松江市】 市町村3【政策Ⅱ-2】 「取組みの方向」に「○ 「島根県広域化等支援方 針」に、平成23年9月に 策定した「島根県広域化 等支援方針」に基づいて、 市町村国保の広域化を進 めます。」という記述を追 加していただきたい。	ものであり、国保の安定した運営のための具体的な取組については、現在、国の「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」の場において、議論がなされています。 県としては、この協議の場での結論を受けて具体的な取組みについて検討を行います。
【松江市】 市町村4【政策Ⅱ-5】 ○各施策の関係性が明確 となる記述が必要では ないか。 ○コンパクトなまちづく りの方向性や市街地の 防災構造化について計 画の中で示すべきでは ないか。	 ○本政策は、県内各地域において、誰もが住みやすい生活環境を目指すものであり、取組むべき施策は各地域が抱える個別の課題により異なることから、本計画で掲げる施策を各地域の実情に合わせ総合的に取り組んでいくものです。 ○政策Ⅱ-5の「都市機能・・・安全で円滑な交通の確保」については、街路事業や渋滞対策等を想定したもので、施策Ⅱ-5-1及び施策Ⅱ-5-4:都市・農山漁村空間の保全・整備に記載しています。 ○具体的なまちづくりの方向性等については、地域の実情に応じて、市町が主体となって計画されるべきものと考えます。
【美郷町】 市町村5【施策Ⅱ-1-2】 島根県の情報提供や整 理のための県職員の現地 派遣をお願いしたい。	 ○現在の島根県地域防災計画(震災編)では、震度5弱以上の地震を観測したとき、県の職員を自動的に被災市町村へ派遣し、情報収集や連絡調整等活動支援に当たることとしています。風水害についても、状況に応じて、職員を派遣する体制をとっています。 ○この「第2次実施計画」では、東日本大震災を踏まえて、広域的大規模災害や津波災害に対応できるよう県地域防災計画(震災編)を見直すこととしています。この見直しを行う中で、改めて、市町村支援についても検討していきます。

.		
意見の要旨	考え万	ī·対応
【松江市】		
市町村6【施策Ⅱ-1-7】		
「取組みの方向」3項目め	○ご指摘のとおり、「国の」の表現を追記しました。	
○「治水対策は~直轄事	変更前	変更後
業である斐伊川・神戸川	<取組みの方向>の3項目め	
治水事業についても~」		
の下線部分について「国	│○治水対策は、整備が遅れている箇所を中心に河川	○治水対策は、整備が遅れている箇所を中心に河川改
の直轄事業である斐伊	改修を進めるとともに、直轄事業である斐伊川・	修を進めるとともに、 <u>国の</u> 直轄事業である斐伊川・
川・神戸川治水事業」に	神戸川治水事業についても、関係機関と連携を図	神戸川治水事業についても、関係機関と連携を図り
変更とすると分かりやす	りながら、事業が促進されるよう取り組みます。	ながら、事業が促進されるよう取り組みます。
いのではないか。		
【松江市】 市町村7【施策Ⅲ-1-2】 学校図書館活用の取組	○ご意見のとおり、読書は様々な面で人格形成の上で大き	きな役割を果たしています。
みは、『現状と課題』の1 点目に記載されている 「思考力・判断力・表現	子どもたちは、読書をとおして言葉を学び、様々な価値観にふれることで感性を磨き、豊かな心をはぐくみます。 また、子どもたちは、学校図書館の資料を使いながら、情報を活用することで学びを深め、思考力や判断力、表	
力を育む」「学校教育にお	ンター」、学びを支える「学習・情報センター」としての機能を有しています。	
いて確かな学力を身に付ける」という視点におい		
ても重要な取組みである		
と考えます。		
	図書館の活動を支える司書教諭と学校司書の研修、さらに、県内の小中学校で展開されている読書活動と学校図書館を活用したすぐれた授業実践を表彰する「しまね学校図書館活用コンクール」等の事業を実施しています。	
	このように本県の取組は、全国でも大きく注目されているところです。今後も、子どもたちの感性、人間性をは	
	ぐくみ、確かな学力を身に付けさせていくために学校[図書館の充実した取組を進めていきます。

立口 (王)	
意見の要旨	考え方・対応
【松江市】 市町村8【施策Ⅲ-4-5】 以下の項目を追加し、 具体を追加しいた での記述をしいただき。 のではかい。 のではないではないではない。 のができませいでは、 のができませいである。 のができませいである。 のがでは、 のができませいでは、 のができませいである。 のができませいである。 のができませいである。 のができませいである。 のができませいである。 のができませいである。 のでは、 のができませいである。 のでは、 のができませいである。 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	①②③④⑤ 複雑・多様化している環境問題に対処していくために、島根県の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的計画として、平成23年3月に「第2期島根県環境基本計画」を策定したところです。環境への負荷の少ない社会の実現を目指し、ご意見のありました項目についても、環境基本計画に基づき取り組んでいきます。 ⑥「取組みの方向」で示している資源の循環利用や減農薬・減化学肥料の取組みは、環境保全型農業を意味しており、消費者理解の醸成を含め、環境保全型農業を推進していきます。また、エコファーマーの拡大については、成果参考指標として「エコファーマー認定数」を定め、積極的に取り組んでいきます。 ⑦森林づくりの活動については、施策Ⅲ-4-1「多様な自然の保全」で記載しているとおり、森林の有する多面的機能を維持するため、県民の皆さんとともに取り組んでいきます。なお、耕作放棄地対策については、施策Ⅰ-2-1農林水産業の担い手の育成・確保の中で取り組んでいきます。
【松江市】 市町村9【施策Ⅲ-4-6】 再生可能エネルギーの 利活用の推進において、 温室効果ガス排出量削減 に向けた抜本的な取り組 みについて項目を追加し ていただきたい。	○温室効果ガス排出量削減については、施策Ⅲ-4-5環境保全の推進において、取り組む旨を記載しています。 ○再生可能エネルギーの利活用を推進することは、二酸化炭素(CO2)の排出抑制にもつながることから、新規 事業である「島根県再生可能エネルギー利活用総合推進事業」を活用し、住宅用太陽光発電設備の導入支援や木 質バイオマスの活用等について、来年度以降、取り組んで行くよう検討しています。

意見の要旨	考え方・対応
【浜田市】	
市町村 10【施策Ⅲ-4-6】	
○「現状と課題」にエネ	○施策Ⅲ-4-6「現状と課題」について下記のとおり表現を改めました。
ルギー政策についての	変更前 変更後
国際会議の動向や東日	<現状と課題>の1項目め ○福島第一原子力発電所の事故やその後の電力不足
本大震災後の国の動き	<u>の発生により、エネルギーに対する国民の関心が高</u>
にを記述すべき。	<u>まっており、国において中長期的なエネルギー政策</u>
○「取組みの方向」に補	
助金制度の創設など積	○地球温暖化問題やエネルギーの安定供給問題を背 ○こうしたエネルギー問題や従前からの課題である
極的な導入支援を行う	景として、太陽光等、CO2の排出抑制につながる 地球温暖化問題を背景として、太陽光等、CO2の
方針を明確化すべき。	自然由来の再生可能エネルギーを利活用する動き 排出抑制につながる自然由来の再生可能エネルギ
○「成果参考指標の目標	<u>が</u> 活発となっています。
値」の太陽光による発	
電量の目標値が小さ	
い。島根県地域新エネ	○再生可能エネルギーの利活用に向けて、来年度以降、新規事業である「島根県再生可能エネルギー利活用総合拍 ************************************
ルギー導入促進計画の	進事業」により、導入支援に積極的に取り組んでいくよう検討しています。
目標値を基に算出した	○成果指標の目標値については、現時点の計画である「島根県地域新エネルギー導入促進計画」の目標値を基に記
値では実態に即してい	定したところですが、現在、国において今夏を目途に新たな「エネルギー基本計画」を策定される作業が進めら
ないのではないか。	れており、これを受けて、「島根県地域新エネルギー導入促進計画」の見直しを検討することとしています。そ
	の際に「目標値」についても、必要に応じて再検討したいと考えています。
	I .